

# 草津栗東行政事務組合行政財産使用料徴収条例

令和5年2月17日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合において、行政財産の使用を許可された者（以下「使用者」という。）から徴収する使用料およびその徴収の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(必要経費)

第3条 使用者が負担すべき必要経費は、次の各号に掲げるとおりとし、前条の使用料とは別に徴収することができる。

- (1) 電気料金
- (2) 水道料金
- (3) ガス料金
- (4) 管理上必要と認める経費

(使用料の納付および還付)

第4条 使用者は、使用前にその使用料を納付しなければならない。ただし、使用料の額が高額であるときは、分割して納付することができる。

- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない理由により使用の許可を取り消したときは、残日数に相当する額を還付する。
- 3 前項ただし書に規定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第5条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		単位	金額（円）	
土地	道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	800
		第二種電柱		1,200
		第三種電柱		1,700
		第一種電話柱		710
		第二種電話柱		1,100
		第三種電話柱		1,600
		その他の柱類		71
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7
		地下に設ける電線その他の線類		4
		路上に設ける変圧器	1個につき1年	700
		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	430
		変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	1,400
		郵便差出箱および信書便差出箱		600
		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86	

		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			130
		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			170
		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			300
		外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの			430
		外径が1メートル以上のもの			860
法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	自動運 行補助 施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設け るもの	長さ1メートルに つき1年	4
			その他のもの		14
		道路の構造または交通 の状況を表示する標示 柱その他の柱類		1本につき1年	1,100
		その他の もの	上空に設け るもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	710
			地下に設け るもの		430
	その他のもの				1,400
	法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,400
法第32条第 1項第5号に	地下 街お	階数が1のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.004を乗 じて得た額

掲げる施設	よび 地下 室	階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	2,400		
	地下に設ける通路	1,500		
	その他のもの	1,400		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	48
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	480
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800
	標識		1本につき1年	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	48
		その他のもの	1本につき1月	480
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	48
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	480
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,800
		その他のもの		2,400

政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
政令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	480
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	140
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額

	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
上記以外の物件による使用		占有面積1平方メートルにつき1年	土地の評価額に100分の4を乗じて得た額
建物		占有面積1平方メートルにつき1年	次の計算式により計算して得た額 (建物の建築面積に相当する土地の評価額+建物の評価額)×(4/100)×(使用を許可する床面積/建物の延べ床面積)

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信または放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上

の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱または電話柱を設置する者以外の者が当該電柱または電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔または看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるものおよび同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占有面積もしくは占有物件の面積もしくは長さが0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき、またはこれらの面積もしくは長さに0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 「土地の評価額」とは、固定資産評価額をいう。
- 8 「建物の評価額」とは、財産台帳記載価格をいう。
- 9 使用料に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 10 別表において、単位が1年で規定するものの使用期間が1年に満たないときは、使用料の年額を365で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。別表において、単位が1月で規定するものの使用期間が1月に満たないときは、使用料の月額を当該使用に係る月の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。